社福第１９２９－２号

令和７年１月２９日

　各社会福祉施設等の長　様

埼玉県福祉部長　細野　正（公印省略）

**流域下水道管に起因する道路陥没事故に伴う下水道の使用制限について（依頼）**

　本県社会福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨日八潮市内で発生した陥没事故は、現在復旧の目途が立っておらず、現場への下水流入を抑える必要があります。このため、今後の溢水や逆流を防ぐためにも、利用者の処遇に支障が生じない可能な範囲の排水抑制（風呂や洗濯等）にご協力を賜りますようお願いいたします。

【制限の該当区域】

さいたま市緑区、岩槻区、川口市東部、春日部市（旧庄和町を除く）、草加市、

越谷市、八潮市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町

【参考：県政ニュース】

　流域下水道管に起因する道路陥没事故の発生及び下水道の使用制限について（第2報）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1502/documents/0128nakagawa3.html>

【担当課（連絡先）】

　　○障害者支援課　施設支援担当　　　　　　０４８－８３０－３３１４

　　　　　　　　　　地域生活医療的ケア児支援担当　　０４８－８３０－３３１７

　　○高齢者福祉課　施設・事業者指導担当　　０４８－８３０－３２５４

　　○こども支援課　保育政策担当　　　　　　０４８－８３０－３３２８

　　○こども安全課　養護担当　　　　　　　　０４８－８３０－３３３１

　　○社会福祉課　　生活保護担当　　　　　　０４８－８３０－３２８０

　　　　　　　　　　医療保護・生活困窮者支援担当　　０４８－８３０－３２８２